最終更新日：2015年7月8日
旭ダイヤモンド工業株式会社
代表取締役社長　片岡和喜
問合せ先：総務部　03-3222-6311（代表）
証券コード：6140
http://www.asahidia.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上とコーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、すべてのステークホルダーに信頼され、経営全般の的確な意思決定の迅速化、経営の透明性の確保、経営責任の明確化、経営監視機能の強化、業務執行の効率性の強化に努める事が必要であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	5,940,300	10.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,508,200	4.35
CBNY－GOVERNMENT　OF　NORWAY （常任代理人　シティバンク銀行株式会社）	2,147,221	3.72
ジェーピー　モルガン　チェース　バンク　385174 （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	2,091,300	3.62
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー （常任代理人　香港上海銀行東京支店カストディ業務部）	2,008,000	3.48
資産管理サービス信託銀行株式会社	1,433,900	2.48
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,384,228	2.40
三井住友信託銀行株式会社 （日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）	1,370,000	2.37
ユニオンツール株式会社	1,310,332	2.27
NORTHERN　TRUST　CO.（AVFC）　RE－HCR00 （常任代理人　香港上海銀行東京支店カストディ業務部）	1,306,900	2.26

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

平成26年11月27日付でミッション・バリュー・パートナーズ・エルエルシー、平成27年２月５日付で三井住友信託銀行株式会社からそれぞれ大量保有報告書(変更報告書)の提出がありました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小山　修	他の会社の出身者											△
永田　新一	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小山　修	○	―――	経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに経営の監督と、経営全般に助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与してもらうため、選任しております。 また、同氏は一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、独立性を有していると判断したため、独立役員として指名しております。
永田　新一	○	―――	業務の経験が豊富で、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の社外監査役として適切な経営監視をしておりました。引続き中立的かつ客観的な立場から、経営の監視と透明性を図るため、社外取締役に選任しております。また、同氏は一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、独立性を有していると判断したため、引続き独立役員として指名します。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計監査人として、あると築地監査法人と監査契約を締結し、会社法と金融商品取引法に基づく監査を受けております。内部監査においては、内部監査委員会のスタッフ、監査役及び会計監査人が、相互連携した監査活動を行っております。さらに、監査役と会計監査人は、定期的に監査方針、監査方法、監査結果等について報告会を開催し、相互理解に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
服部盛敏	他の会社の出身者										△			
大高由紀夫	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
服部盛敏	○	――	業務の経験が豊富であり、客観的立場で適切な監査ができる人物であるため、選任しております。 また、同氏は一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、独立性を有していると判断したため、 独立役員として指名しております。
大高由紀夫	○	――	海外での業務の経験が豊富であり、幅広い経験を有していることから、選任しております。 また、同氏は一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、独立性を有していると判断したため、 独立役員として指名しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指名しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の基本報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成されております。なお、業績連動報酬は、前年度の当期純利益を基準として各取締役の報酬額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。
当期においては、該当者はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の基本報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成され、株主総会の決議により、取締役の報酬総額の最高限度額を年額450百万円(ただし、使用人分給与は含まない。)と決定しております。また、当社の定める一定の基準に従い、各取締役の報酬等の額は取締役会により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対して、会社経営上・監査業務遂行上の情報を随時提供するとともに、取締役会及び監査役会の検討テーマについても事前に情報を提供しています。
また、監査役会のもとに、監査役室(兼任スタッフ4名)を設置し、監査役監査の補佐を行える体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役は、取締役会において経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、取締役会後に行われる役員会に出席し、決定された事項の指示や事業の執行状況の監督を行っております。また年2回、全社会議を開催し、経営の基本方針の周知徹底を図っております。監査役は、監査基準に基づき取締役会及び役員会など重要な会議に出席し、提言・助言をするなど取締役への職務遂行の監査を行うほか、本社、支店及び工場での監査を積極的に行っております。
また、会計監査人には正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から会計監査を受け、顧問弁護士には、法律上の判断を必要とする場合に適時アドバイスを受けております。当社は、会計監査人として、あると築地監査法人と監査契約を結んでおります。
なお、直近事業年度(平成27年3月期)の会計監査業務を執行した公認会計士は、大塚宏、猿渡良太郎及び厚海英俊の3氏で、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士4名であります。
当社と取締役(業務執行取締役等を除く)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、損害賠償責任の限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等を除く)及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、平成27年6月25日開催の定時株主総会において社外取締役を2名選任し、更なる経営の監督及び助言機能を強化いたしました。

また、事業年度ごとの経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年に変更しております。
以上のことにより、コーポレート・ガバナンス体制は、機能していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の方に出席頂ける様、集中日を避け、6月25日に開催いたしました。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知及び株主総会参考書類を英文で提供しています。
その他	株主総会のビジュアル化、招集通知のweb開示（当社ホームページ）

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、半期に1回（5月・11月）決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.asahidia.co.jp/news.shtml#ir　決算短信、決算補足資料、株主総会招集通知、株主総会決議通知、報告書（株主のみなさまへ）、有価証券報告書、Annual Report、適時開示資料、決算説明会資料等を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署　総務部、IR担当役員　取締役管理本部長、IR事務連絡責任者　総務課長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動憲章」として、ステークホルダー（顧客、株主・投資家、サプライヤー、社員、社会等）に対する姿勢を規定し、従業員に周知するとともに、ホームページに掲載しています。 http://www.asahidia.co.jp/co_cpac.shtml
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成16年1月に、ISO-14001環境マネジメントシステムの認証を取得し、環境保全活動を推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「行動憲章」の「2. 株主・投資家に対する姿勢」として、下記のとおり規定しています。 ・私たちは、積極的に企業情報を開示して、透明性の高い経営を目指します（経営の透明性） ・私たちは、企業活動の説明責任を負い、その理解を促進します（説明責任） また情報開示委員会を設置し、情報の収集・管理を組織として統一的・迅速的に行える体制を整え、外部に発信する情報を適時適切に開示できるよう努めています。
その他	現在、女性の役員はおりません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」の内容を一部改定し、次の内容としております。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、「経営理念」、「行動憲章」、「コンプライアンスの具体例」をまとめた「旭ダイヤ行動指針」を制定し、取締役及び使用人に対して法令順守の周知徹底を図ります。
(2) 当社は、内部統制システム全体を統括し、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、この下部組織に「情報開示委員会」「コンプライアンス委員会」「内部監査委員会」「個人情報保護委員会」の4つの組織を設け、法令・定款に適合した体制の確保を図ります。
(3) 当社は、コンプライアンスに関する内部通報制度として、社内と社外の「ヘルプライン窓口」を整備し、コンプライアンス体制を強化します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規則、稟議規程等に基づき、文書並びに電磁的に記録し、保存期間を定め適切に保存します。
(2) 取締役及び監査役は、これらの記録を随時閲覧可能とします。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)「コンプライアンス委員会」及び「内部監査委員会」は、リスク管理の状況を監査するとともに、「内部統制員会」等にて、その内容を定期的に報告します。
(2)「情報開示委員会」及び「個人情報保護委員会」は、情報漏えい等の事故防止に努めるほか、環境、品質、安全、ブランド等のリスクについても、それぞれ所管する関係部署等がリスク管理を行います。
(3) 当社は、災害や事故等の不測の事態が発生した場合に、当社の事業を早期に再開・継続することを目的として、事業継続マネジメント(BCM)を整備します。
(4) 当社は、重要な法的判断及びコンプライアンスに関する事項について、顧問弁護士に相談し、必要な検討を行います。

4. 当社の取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、取締役会を定期的に開催し、業務執行に関する重要事項に係る意思決定を行うとともに、個々の取締役の職務遂行の監督を行います。
(2) 当社は、取締役会終了後に執行役員及び国内子会社取締役社長を加えた役員会を開催し、意思決定の周知徹底を図ります。
(3) 当社は、定期的に全社会議を開催して販売目標を立案し、それを基に生産会議を行い、目標達成のための戦略を策定し、実現に向けた施策を決定します。
(4) 当社は、執行役員制度を導入し、経営と業務執行の役割分担を明確にし、業務執行の適正化を図り、経営の迅速化を図ります。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、原則、各子会社においては、自主的に経営を行う事を基本方針としますが、「子会社管理規程」に基づき、重要事項については、子会社の取締役及び監査役等から当社の所管部署を通じて、取締役会の承認または稟議書による決裁を受けるか、もしくは事前報告を行う事を義務付けます。
ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「子会社管理規程」に基づき、当社の取締役、執行役員または使用人を子会社の取締役または監査役等に就任させ、子会社のリスク管理をサポートします。また、当社の内部監査委員会による子会社各社の内部監査において、リスク管理の状況を監査します。
ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の取締役または監査役等に就任した当社の取締役、執行役員または使用人は、子会社の効率的な業務運営を図ります。
ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、「子会社管理規程」に基づき、当社の取締役、執行役員または使用人を子会社の取締役または監査役等に就任させ、子会社の効率的な業務運営を図ります。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役の職務補助のために、監査役会のもとに監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を選任し、監査役及び監査役会の業務の支援を行います。

7. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役の職務を補助する使用人は、取締役の管轄外となり指示命令を受けないものとします。
(2) 当社の監査役は、当社の監査役の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保するため、法令、規則、定款等の定めに従い、当該使用人を指揮監督し、当該使用人は、監査役の指揮監督に服します。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に影響を及ぼす重大事項、内部監査の実施状況、内部通報制度(ヘルプライン)の状況、その他監査役がその職務の遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行うこととします。
(2) 当社は、上記(1)に従い、監査役への報告をした当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止します。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の支払を行います。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、必要に応じ取締役会、役員会等重要な会議に出席し、取締役及び会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求めることにより、実効的な監査体制の構築を図ります。

尚、内部統制各委員会及び監査役室の設置目的は、次のとおりである。
・内部統制委員会
　内部統制の基本方針や運用計画の決定、関連委員会の活動状況や内部統制の有効性の確認などを行う。

・情報開示委員会
　情報の収集、管理を組織として統一的、迅速的に行える体制を整え、外部に発信する情報を、適時適切に開示することを目的とする。
・コンプライアンス委員会
　社員の法令その他の規範の順守を推進し、企業イメージの向上、ステークホルダーからの信頼を得ることを目的とする。
・内部監査委員会
　財務諸表の監査、法令規則の準拠性の監査を主な業務とし、経営戦略・経営目標と連動させた経営監査も行う。
・個人情報保護委員会
　会社が保有する個人情報の取扱いについて基本的事項を定め、個人の権利と利益の保護を図るとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。
・監査役室
　適法性監査に留まらず、経営陣から独立した立場で内部統制の整備・運用状況、コーポレートガバナンスの状況、リスクマネジメントなどの監査役監査の補佐を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する旨を「行動憲章」に規定し、ホームページに掲載するとともに、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が協力して組織的に対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし

該当項目に関する補足説明 更新

株式会社の支配に関する基本方針
(イ)基本方針の内容
上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為又はこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。
しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意等のプロセスを経ることなく、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強行することもあり、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社ホームページ(http://www.asahidia.co.jp/)及びアニュアルレポートに掲載しております当社の経営理念や、下記の当社のさまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。したがって、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。
(ロ)基本方針の実現に資する特別な取り組み
当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。
この取組みは、下記の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。
企業価値向上に資する取り組み
(a)当社の企業価値の源泉について
当社は、近代産業の発展にはダイヤモンド工具が不可欠であることにいちはやく注目し、日本のダイヤモンド工具製造の先駆者として、昭和12年に創立されました。以来75年余に亘り、ダイヤモンド及びCBN(立方晶窒化ホウ素)工具の専業メーカーとして研究開発を重ね、国内トップメーカーの地位を築きました。
ダイヤモンド工具は、ダイヤモンドの持つ特性である「硬さ」を利用して、「切る」「削る」「磨く」「掘る」等といったものづくりの基本となる生産工程において使用される工具です。またCBN工具は、ダイヤモンドに「次ぐ硬さ」を持つCBN砥粒を用い、ダイヤモンドにはない耐熱性と機械的強度に優れた工具です。
ダイヤモンド及びCBN工具は、太陽光発電や電子・半導体といった先端技術分野、自動車・航空機等の輸送機器分野、超硬・工作機械・ベアリング等の精密機械関連分野から石材・土木・建設分野にいたるまで幅広く産業の発展を支える基盤として必要不可欠の工具となっております。
当社は、長年培った技術力を駆使し、高速化・精密化等常に時代のニーズに合った工具を供給し続け、また将来において産業分野が変化することがあっても、ダイヤモンド及びCBN工具を産業とともに発展し続ける工具として位置付けております。
当社は、当社の企業価値の源泉は、
a. ダイヤモンド及びCBN工具の専業メーカーとして、技術研究所と各工場の生産技術部、技術部、営業部門が密接に連携を取りながら築き上げた基礎研究から応用開発までの幅広い研究開発体制
b. 顧客・仕入先と長期に亘って築き上げた相互信頼関係と連携
c. 積極的な海外展開により築き上げたネットワーク
d. 常に法令や企業倫理を順守して、誠実かつ公正な業務を行うことによって築き上げた社会からの信頼
e. 「企業は人なり」の実践によって築き上げた良好な労使関係
であると考えております。
(b)長期経営ビジョン及び中期経営計画について
当社は、中長期的な経営目標として「GLOBAL510」を掲げ、売上高500億円を目指し、リーディングカンパニーとしての地位を一層強化してまいります。
当社は、「世界をリードする『グローバルダイヤモンド工具メーカー』への経営進化」と、企業価値の更なる向上を目指し、外部要因のみに左右されない「自律的な成長」及び「自律的な企業価値向上」を目指した経営姿勢を強く打ち出しております。

a. 長期経営ビジョン
当社は、前述の目標達成のため、「開発力」「成長力」「収益力」「資本効率」を経営テーマとして取り組んでおります。

ア.「開発力」
テーマの柱として、基礎研究力と技術開発力による製品開発・改良を進めます。

イ.「成長力」
営業力を活かしたシェアアップと新製品での市場開拓によるグローバル成長を目指します。

ウ.「収益力」
製品競争力と生産性改善によるグローバルレベルでの収益力の獲得を図ります。

エ.「資本効率」
グローバルレベルでの資本効率を意識した経営による企業価値の向上を図ってまいります。

b. 中期経営計画「中期経営計画2017 —Polish Up Asahi—」
当社は創立80周年となる2017年度に向け、「中期経営計画2017 —Polish Up Asahi— 」を策定いたしました。本中期経営計画は社内プロジェクトから提言された各部門の改革テーマを柱とし、全社的な中期経営計画として発展させたものです。
本計画は、「GLOBAL510(グローバルファイブテン)」の早期達成を通じたグローバルブランドとしての地位の確立と、企業としての持続的な成長と企業価値の向上を目標とするものです。この目標を達成するため、以下に掲げる3つの基本方針を実行してまいります。
(1) 売上高・営業利益等の数値目標達成
(2) 資本効率及び資産効率の向上
(3) 実効的なコーポレート・ガバナンスの実現

(ハ)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み
当社は、大量買付行為を行おうとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。
(ニ)上記の取り組みに対する当社取締役の判断及びその理由
上記の各取り組みは、いずれも(イ)の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
当社および子会社の経営に関する重要な事項は、当社各部門および子会社から担当役員を通じ、代表取締役社長に報告される体制をとっております。なお、当社は役員が主要な子会社の役員を兼務しており、子会社に係る情報を逐次把握できる組織になっております。
また当社は、会社情報の収集・管理を組織として統一的に行い、適時適切な開示をすることを目的として、内部統制委員会の下に情報開示委員会を設置しております。
同委員会は、情報取扱責任者である取締役管理本部長を委員長として、総務部・経理部・企画部などの社内複数部門のメンバーで構成しており、集約した情報を関係法令や東京証券取引所の適時開示規則等に照らして、開示の要否、時期等について協議・検証しております。さらに必要に応じて弁護士等の外部専門家の意見を加えた上で、情報取扱責任者に報告いたします。
なお、開示前のインサイダー情報は、社内規程で「内部情報管理および内部者取引(インサイダー取引)規制に関する規則」を定め、情報管理を徹底しております。

